

保育料を決定するために必要な書類の提出について

平成22年度の保育料を決定するため、以下のとおり提出をお願いします。

1. 提出方法、の方法により必ずご提出ください。

受付期間

確定申告書以外 平成22年2月15日(月)～2月20日(土)

確定申告書 平成22年2月16日(火)～3月15日(月)

受付期間内に提出できない場合は、必ず事前に保育課へご連絡ください。

受付箱による方法(市内保育園のみ)

2月15日(月)から2月20日(土)まで市内の各保育園に設置いたしますのでご利用ください。

市役所窓口による方法

保育課 保育・幼稚園係(1階7番窓口)

月～金曜日 午前8時30分～午後5時 土曜日 午前8時30分～正午まで

郵送による方法

〒207-8585 東大和市中央3丁目930番地 東大和市役所 子ども生活部 保育課 宛

2. 提出書類(詳しくは、別紙「提出書類フローチャート」をご参照ください。)

(1) 個人情報利用に関する同意書

別紙「保育料を決定するために必要な書類提出票」の裏面にあります。

記入にあたっては、保護者および同居の親族(父、母、祖父、祖母)の署名、押印をお願いします。

(2) 保育料を決定するために必要な書類

別紙「保育料を決定するために必要な書類提出票」に添付して提出してください。

平成21年分の所得税額のわかる書類(裏面参照)

ひとり親家庭の場合を除き、保護者(父母)2人分の書類が必要です。

平成21年度の市民税額のわかる書類(裏面参照)

の書類の所得税額が非課税の世帯のみ提出してください。

認可幼稚園・認定こども園・障害児通園施設等 在籍状況申立書

の書類は、保育園に通っているお子さんの兄弟が、認可幼稚園、認定こども園及び障害児通園施設等に通っている(平成22年4月から通う場合も含む)場合に、提出してください。

本申立てにより、保育料を軽減することができます。なお、書類は、今回配布する書類には添付しておりませんので、該当する方は、保育園にお申出ください。

幼稚園類似施設(こども学園など)は対象となりません。

障害児通園施設について、市内には対象となる施設はありません。

祖父母と同居している世帯において、現在通園中のお子さんの父母に所得税が課税されていない場合は、祖父母の(祖父母のの所得税が非課税の場合で、父母のの市民税所得割額が非課税の場合は祖父母の)の書類も必要です。

生活保護受給世帯の方は、生活保護受給証明書を提出してください。

2人以上のお子さんが在園している場合は人数分の書類が必要です。あらかじめコピー等をし、お子さんそれぞれに配布した「保育料を決定するために必要な書類提出票」に添付して提出してください。

【平成21年分の所得税額のわかる書類とは】(ア～ウのいずれか コピー可)

ア 平成21年分源泉徴収票

次のAからDにあてはまる場合には、イ又はウの書類を提出してください。

- A 平成21年中に2ヵ所以上から給与を受けている場合等、年末調整が未済の源泉徴収票の場合
- B 年末調整をしておらず、源泉徴収票がない場合
- C 所得金額が38万円を超えている配偶者について、配偶者控除を受けている場合
- D 夫婦それぞれ、同一人物(児童等)について扶養控除を受けている場合

年末調整されていない源泉徴収票を提出された場合は、提出された源泉徴収票の源泉徴収税額で保育料を決定させていただく場合があります。

イ 平成21年分確定申告書控の写し(第1表及び第2表)

受付印又は受付日時の入ったもの

ア又はイの書類が提出できない方は

ウ 平成22年度市・都民税申告書の写し

平成22年1月1日にお住まいの市区町村で申告し、記入した申告書の写しをもらってください。

【平成21年度の市民税額のわかる書類とは】(ア～ウのいずれか コピー可)

(平成21年1月1日にお住まいの市区町村のみでの発行となります。)

ア 平成21年度市(区町村)民税(非)課税証明書

イ 平成21年度市(区町村)民税納税通知書

ウ 平成21年度市(区町村)民税特別徴収税額通知書

3. 保育料決定通知書及び保育料納入通知書について

保育料が決定した方については、4月中旬に配布する予定です。

問い合わせ先

〒207-8585 東大和市中央3丁目930番地

東大和市 子ども生活部 保育課 保育・幼稚園係

042(563)2111 内線 1751・1752